

富情第319号
平成30年1月18日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎弦一様
連合大阪河内地域協議会
議長 中谷広孝様
連合大阪南河内地区協議会
議長 東尾勝様

富田林市長 多田利喜



「2018(平成30)年度自治体政策・制度予算に対する要請」について(回答)

平成29年10月3日付で要請のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 雇用・労働・WLB施策

＜補強＞

(1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「U・I・Jターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の待遇改善助成金等を検討すること。

【回答】

本市では、平成27年度に策定しました「富田林市人口ビジョン」並びに「富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、全庁一丸となって地方創生関連事業に取り組んでいます。その中で、28年度には地方創生加速化交付金を活用した、本市の強みである都市型近郊農業を活用し、農業と商工業、観光業との連携を強化のうえ、新しい価値を創造し地域経済の活性化と仕事創出をめざすために、本交付金を活用した「農を活かした産業連携による仕事創出推進事業」に着手しています。

さらに今年度、同事業を地域再生計画に位置付けた上で、本交付金の交付決定を受け、32年度までの3年間の事業期間内における新たな雇用創出をめざし、引き続き取り組みを進めてまいります。

<補強>

(2)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

【回答】

市内中小企業者で構成される団体が、研修・講習会を実施する際に要する経費の一部や中小企業者および、その従業員が外部の公的機関で人材育成のために受講する研修についての経費の一部を、補助する中小企業人材育成事業補助金制度を引き続き実施してまいります。

<継続>

(3)地域就労支援事業について (★)

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

【回答】

就労支援については、地域就労支援センターにおいて就労支援コーディネーターが就労相談に応じています。さらに近隣市町村、府、ハローワーク、関係機関との連携による求人・求職情報フェアの開催や若者・女性に特化した就職応援フェアなどを開催しており、そういった地域での取り組みの情報共有を地域労働ネットワークを通じて行っています。

今後も、国・府などの関係機関と十分な連携をとりながら、雇用・就労対策に取り組んでまいります。

<継続>

(4)生活困窮者自立支援の充実・強化について [一般市に要請]

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけではなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業を強化すること。また、要支援者は高年齢者層の疾病や低収入・就労困難など、複合的な問題が起因していることから、タイプ別課題に応じた細やかな支援体制を構築すること。

【回答】

生活困窮者自立支援法に基づき、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置した自立相談支援機関を設け、個別の相談内容に応じて高齢、障がい、児童などの関係機関と随時連携し、支援が効果的に実施されるように努めています。

認定生活困窮者就労訓練事業所につきましては、大阪府、指定都市又は中核市が事業所認定を実施しており、富田林市内においては1事業所が大阪府より認定を受けています。

生活困窮者自立支援法は施行3年目を迎え、国において見直しが行われており、就労支援の在り方について議論がなされているところであります。

今後の法改正の内容を注視しながら、引き続き就労支援体制の在り方について研究してまいります。

<継続>

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

【回答】

各種労働法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施しています。

また、大阪府総合労働事務所が実施する中小企業の労働環境を向上させるためのセミナーなどをはじめ、ハラスメント対策など近隣市町村とともに広く周知・啓発に努めてまいります。

<補強>

(6) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

【回答】

各種労働法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施していますが、ブラック企業など、高度な問題については労働基準監督行政である大阪労働局と連携して対応してまいります。

また、教員の長時間勤務の縮減に向け、今年度、管理職が教職員勤務実態把握をこれまで以上に丁寧に行い、健康管理を促すことができるよう勤務時間管理簿を改善しました。

併せて、昨年度より進めてまいりました「全校一斉退序日」および「ノークラブデー」設定の促進についても引き続き努めてまいります。

<補強>

(7) 女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナー やカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

【回答】

女性、男性にかかわらず、職員一人一人が、女性の活躍推進の取り組みについて目的や必要性を認識し、仕事と生活の両立をみんなで支え合い、職員一人一人がキャリアを描き、持てる能力を最大限に発揮できる職場風土づくりをめざし、今後も平成28年に策定しました特定事業主行動計画に基づき、成果指標の実現に向けた施策を展開するとともに、計画の進捗状況の把握に努めてまいります。

また、附属機関である「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会」に、毎年度の実施状況を報告し、施策の着実な推進を図ってまいります。

引き続き、保護者が就労と子育てを、ゆとりをもって両立できるよう雇用の安定や労働時間短縮、休暇制度の充実など労働条件の整備を国に要望してまいります。

<新規>

(8) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、~~次世代育成支援対策推進法~~の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

【回答】

仕事と生活の調和を実現するためには、女性も男性も、多様で柔軟な生き方や働き方を選択できることが重要であることから、男女の役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの推進、さらに男性の意識改革、それらに関する各関係法などの広報・啓発に取り組んでまいります。

<新規>

(9) 治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

【回答】

労働関係法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施しています。

トライアングル型のサポート体制の構築に向け、適切な相談機関と連携してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

<補強>

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナーや周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

【回答】

現在、観光交流施設きらめきファクトリーでは、本市のこだわりの逸品や独自性のある商品を「富田林ブランド」として販売しています。それらの商品については、より一層PRを強化し、観光産業の推進を図ってまいります。

外国人観光客への対応としては、観光交流施設きらめきファクトリーにて、無料でWi-Fiが使用できたり、英語をはじめ多言語表記をしたりしています。また、多言語パンフレットなどによる観光スポットやイベントなどの情報提供も行っています。

大型観光バス駐車場の整備については、現在、停車場を確保するなど関係各部署と連携を進めていますが、今後も観光客の受け入れ体制強化に努めてまいります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

【回答】

平成28年5月に、本市と富田林工業団地内企業で構成される富田林高度技術連携協議会および大阪府立大学の三者による、「ものづくり技術推進事業に関する産学官連携協定」を締結したことにより、本市と同協議会および大阪府立大学が組織的にものづくり企業への協力関係を強化し、新技術・新製品の開発に向けて研究開発支援を進めています。

また、MOBIOと連携し、人材育成、技術課題の解決、情報交換などを通じて、より一層の地域活性化に努めてまいります。

<継続>

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

【回答】

TPPの原産地規則の「完全累積制度」が活用できるよう、今後のTPPの動きを注視し、国・府などの関係機関との連携を図ってまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【回答】

現在、本市で取り扱っている融資制度は、「府小規模資金」の枠を活用する「市町村連携型融資制度」や「経営安定資金」の認定業務であり、より利用しやすい制度とするため、平成29年度より返済期間の延長と融資金額の引き上げを実施しています。

また、28年度より富田林商工会が主体として、地元金融機関などと組織された地域支援ネットワークとの連携を図っており、引き続き利用者のニーズに合った融資制度の案内など、迅速に対応してまいります。

<補強>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

【回答】

今後も増額する最低賃金により、中小企業者への負担も増していくことを鑑み、よりよい経営環境、雇用環境の充実を図るため、大阪労働局および府と連携し、効果的な支援施策の研究をしてまいります。

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【回答】

総合評価入札制度につきましては、平成 21 年度より市庁舎の清掃業務の一部について実施しています。

また、公契約条例の制定につきましては、引き続き府および府内市町村の動向を注視し、調査研究をしてまいります。

<継続>

(4) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

【回答】

公共工事の見直し・減少傾向の中、下請代金支払遅延防止法および下請中小企業振興法、下請ガイドラインなどにつきましては、関係官庁などと連携を取り適正化推進の啓発などを実施しているところですが、下請業者への配慮のため、今後も引き続き啓発に努めてまいります。

<継続>

(5) 非常時における事業継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

【回答】

現在、本市の業務継続計画（BCP）は、策定中にはあります。また、専門アドバイザーの配置については、商工会にて、業務継続計画（BCP）を考えている企業に対し、BCPにおける専門アドバイザーの紹介をしています。

さらに、本市では、中小企業等を対象としたBCP策定支援事業を実施し、商工会や工業団地組合協議会と連携し、広報紙などによる周知をはじめ、今後も広く情報発信に取り組んでまいります。

<新規>

(6) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

【回答】

現在、本市では、基盤企業である市内製造業者に対して、産業振興および雇用創出を目的として、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野を含む、新技術、新製品の研究開発への支援を進めています。

また、市内のこだわりの逸品などを認定する「富田林ブランド」認定の活用や、地元産野菜の小・中学校給食への利用促進など、府、関係機関との連携強化や情報共有をしながら、農業の6次産業化に向けた取り組みを支援し、農業の担い手確保につなげるとともに、ふるさと納税のお礼品としてPRや農産物直売所などの活用促進を図ってまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

【回答】

本市では、第6期介護保険事業計画の基本目標の1つに「地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み」を挙げており、その進捗状況は毎年、地域包括運営協議会で報告し、評価をいただいているところです。

また、市民の皆さんに対しましては、医療に関する情報、介護に関する情報、地域に関する情報を、資源情報として1冊に分かりやすくまとめた冊子を作成し、地域の多くの人々に活用されるよう、地域包括支援センターや医療機関に配布し、サービスや社会資源の活用に役立ててもらえるように努めています。

なお、現在策定中の第7期介護保険事業計画では、さらに地域包括ケアシステムの構築を進めるため「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本目標の1つとし、引き続き来年度も、よりいっそう地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでまいります。

<補強>

(2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策

定される。取り組み内容を住民に周知とともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

【回答】

府において「健康づくり関連4計画」が策定され、府より周知についての依頼があった場合は、本市としてもこれに協力していきたいと考えています。

また、本市においても「誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を理念として「健康とんだばやし21(第二次)」を平成27年に策定し、その中の健康増進への取り組みとして、カラダとキモチを整える教室などにより、運動機能や体力チェックの場を提供とともに、健康相談、健康教室などを実施し、身体活動・運動の効果や必要性、ロコモティブシンドromeの予防法や疾病予防についての情報提供に努めています。

今後もより受診しやすい環境整備と、市民への効果的な受診と周知に努めてまいります。

<新規>

(3)がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

【回答】

がんに関する教育を推進することについては、引き続き、「出前講座」による早期発見の重要性などについて啓発を実施するとともに、各種イベント時に「けんこう小町」による啓発活動や、乳幼児健診における女性のがん検診、乳がんの自己触診の啓発なども実施してまいります。

また、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及のため、国や府と連携しながら情報提供を実施してまいります。

<補強>

(4)介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

【回答】

介護職員処遇改善加算の算定につきましては、本市では近隣の3市2町1村を南河内広域事務室で共同処理をしていますが、その取得において、申請時に提出された書類の加算額が適正であるか、また、その加算額が介護従事者へ適切に報酬に反映されているかなどをチェックしています。

また、新設された加算の内容や、取得の手続き方法につきましては、南河内広域事務室

ホームページへ掲載し、周知に努めています。

人材確保の取り組みとしましては、昨年度より本市においても、府が主催する「南河内地域介護人材確保連絡会議」に参加し、若者世代と高齢者と接する機会づくりなど、長期的な視野で、若い世代が介護の仕事に興味を持ってもらえるような、きっかけづくりについて、協議を進めています。

(5) インクルーシブ（包摂的）な社会の実現にむけて

<補強>

① 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

【回答】

本市では、障害者虐待防止法に基づき、家族・施設等従事者・使用者からの虐待に対する相談、対応を実施するとともに、緊急一時居室を確保し、障がい者の保護を実施しています。

また、虐待の原因を分析した上で、家族が一時的に休息できるようなレスパイト支援や、関係機関と連携しながら心のケアを行うなど、再発防止に努めているところです。

障がい者福祉施設につきましては、総合支援法に基づく「指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準」に従うことが義務付けられ、虐待防止のための措置に関する事項（虐待防止研修の徹底、虐待防止委員会の設置、虐待を許さないための倫理綱領の制定、虐待防止マニュアルの作成等）を定めておかなければならぬとされています。

引き続き、大阪府・関係機関との連携を図りながら、虐待の根絶に向けた取り組みを強化できるよう努めてまいります。

<補強>

② 障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、**障害者差別解消支援地域協議会**が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

*検討中（2017年4月1日現在）

守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

【回答】

2016年4月に障害者差別解消法が施行され、本市においても、障がい理解促進イベ

ント、出前講座、広報・ウェブサイトの掲載、ポスター掲示、リーフレット配付、地域活動支援センターや障がい者相談支援センター等の活動を通し、住民への周知の徹底に努めているところです。

また、2016年10月には「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する富田林市職員対応要領」を策定し、重ねて全職員に周知しています。

差別解消地域支援協議会につきましては、障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステム作りを進めるための地域自立支援協議会を活用し、設置に向けた検討を実施してまいります。

今後とも、関係機関との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みに努めてまいります。

(6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて (★)

<継続>

①全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

【回答】

保育所・学童保育（放課後児童健全育成事業）の利用ニーズは伸びているものの、現計画の需要予測と大きく乖離していないため、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しは行いませんが、現事業計画の期間が終了する平成32（2020）年まで新たな事業計画の策定を見込んでいます。そのため、今後ニーズ調査などの基礎的なデータ収集と本市子ども・子育て会議における検討を進める予定です。

<補強>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

【回答】

平成29（2017）年度当初に、従来の定義による待機児童数は29人、10月現在40人となっています。また、利用申請を行ったにもかかわらず実際に保育所を利用できていない児童は、年度当初49人から10月には70人となっています。

その解消のため、今年度中に民間家庭的保育事業所1カ所、平成31（2019）年4月に民間認可保育所1カ所の開設をめざして事業化を進めています。

また、保育士や幼稚園教諭などの労働条件と給与水準の確保や適正な配置、職場環境については、国の示す処遇改善策が効果的に発揮できるよう、その改善に努めています。

<補強>

③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

【回答】

病児保育事業につきましては、平成28（2016）年9月より富田林病院の院内保育施設に併設する形で事業化しました。

また、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業として、利用者支援事業は特定型1ヶ所を28年度、母子保健型2ヶ所を29年度に設置し、地域子育て支援拠点事業も29年度より出張型（週2日開設）を常設型（週3日開設）に充実するなど、ニーズに対応した取り組みの強化を図っています。

<補強>

④休日保育の充実

多様化する社会環境の中で、休日も保育を必要とするサービス業等に従事する世帯のために休日保育を拡充し、保護者の就労を支援し、健全な子育て環境を維持すること。尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。

【回答】

休日保育につきましては、民間保育園1園で実施していますが、平日の病児保育の利用者数が低調であることから、病児保育の休日開設につきましては、今後の検討課題と考えています。

<補強>

(7)子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

【回答】

「子どもの生活に関する実態調査」の結果から明らかになった社会保障制度など国による施策の課題につきましては、機会を通じて国に対して要望してまいります。

「子ども食堂」につきましては、市として運営補助を実施するとともに、研修会の開催や運営団体とボランティア間のネットワークを構築するなど、子ども食堂が地域における子どもの居場所として、継続的、安定的に実施できるよう支援してまいります。

学習支援につきましては、平成26年度より生活保護世帯の中学生などに対し、子どもが主体的に進路を考えることを支援するとともに、家庭学習などの補完としての学習支援、子どもの人間的な成長を図るために、社会活動などを通じての居場所づくりを実施しています。

また、平成29年度より生活困窮により学習や生活環境において課題を抱える世帯に対象を拡大し、実施しています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 教育の質的向上にむけて(★)

①指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。

※高槻市、泉佐野市：小学校全学年に拡充。枚方市：4年生まで拡充。

堺市：小学校3～6年生を38人学級。

豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は、独自で職員数を確保。

【回答】

子どもたちが安心して学べる環境づくりや学力向上のために、35人以下学級による丁寧できめ細かな見守りは重要であるとの認識に立ち、市独自事業である小学6年生、中学3年生での35人以下学級を継続するよう努力してまいります。

また、国・府に対して、今後も、対象学年の拡大、あるいは教職員定数の改善について、強く働きかけてまいります。

②相談体制を強化した教育の質的向上

<補強>

子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、現在の教職員の数では解決も対応すら困難な状況である。また、それらが要因で教師の長時間労働にもつながっている。子供を取り巻く課題解決と教師の長時間労働を解消するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすること。また、大阪府にも働きかけること。

【回答】

すべての子どもたちが安心して学校に通えるようにするためにには、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携が重要であることから、本市におけるスクールソーシャルワーカー事業のより効果的な活用について研究を進めています。

また、国や府に対しても、専門家の配置についてより一層の拡充を働きかけてまいります。

<補強>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないとことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

【回答】

現在、生活保護受給者を除く本市在住の高校生（全日制、単位制、定時制、通信制）・高等専門学校生に対し奨学金を給付しています。新たな奨学金制度を導入することについては、本市を取り巻く状況が厳しさを増す中にあっては難しいと考えています。

奨学金にかかる相談については、引き続き取組を継続してまいります。

奨学金制度の改善については、機会あるごとに、国および府へ要望してまいります。

<補強>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワーカルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【回答】

新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現により、子どもたちをよりよい社会の創り手として育成していくことが求められています。これまでも実施しているキャリア教育について、カリキュラム・マネジメントの視点から各教科との連携を図り、大阪府総合労働事務所が作成した「働く若者のハンドブック」なども活用しながら、労働教育や主権者教育の充実を図ってまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

【回答】

配偶者などのからの暴力に対する取り組みにつきましては、「女性に対する暴力をなくす運

動」の期間に合わせて、広報紙での掲載や、市民セミナーの開催など市民への啓発を実施するとともに、特設「女性のための電話相談」を開設し、被害者支援に努めています。

今後とも、市民啓発や被害者支援について取り組んでまいります。

＜補強＞

②差別的言動の解消

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

【回答】

本市では、啓発冊子やチラシ、ポスターなどを通じて法律の趣旨を広く周知し、ヘイトスピーチを許さない社会の構築に向けて人権教育・啓発活動に取り組むとともに、相談などにつきましては、法務大臣より委嘱された市内の人権擁護委員や法務局と連携を図りながら対応してまいります。

＜新規＞

③部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【回答】

本市では、まずは法律の周知が重要であることから、広報紙やウェブサイトでの掲載をはじめ、啓発ポスターを各公共施設で掲示するなど、市民への周知・啓発に努めています。

今後とも、啓発冊子や「とんだばやし人権フェア」など機会があるごとに法律の周知を図り、あらゆる差別の解消に取り組んでまいります。

＜継続＞

(5) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることはないよう改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

【回答】

消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲につきましては、国・地方間の税源配分が当面5：5となるよう、具体的な工程を明示した上で早期に実現し、国と地

方の役割分担を抜本的に見直した上で、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた税源配分とともに、増大する都市の財政需要に対応できるよう、また、都市税源を拡充強化されるよう、引き続き関係団体を通じて国に働きかけてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化(★)

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【回答】

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題であり、決して楽観視できる問題ではありません。本市が平成28年度に改訂した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂版」においても、循環型社会の構築を基本理念としごみ処理施策を実施しています。

本市では、これまでごみの発生抑制（Refuse：リデュース）、再利用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の3Rに、不要なものを断る（Refuse：リフューズ）を加えた、4Rを推奨し、ごみの減量化、資源化、循環型社会の形成を進めて行くこととします。

循環型社会の構築の実現については、市民の皆さんの協力が不可欠でありますので、今後も官民一体となった取り組みを推進してまいります。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策の推進(★)

大阪府内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

【回答】

本市では、市民や事業者に対して、広報紙やウェブサイトを活用した食品ロス削減に向けた啓発を行い、さらに、消費者庁から配布される啓発チラシなどを活用し、食品ロス削減に努めています。

また、本市消費生活センター管内の市町村で実施しています消費者講座でも、食品ロス削減をメニューに取り入れ、啓発活動に取り組んでまいります。

＜補強＞〔木材利用方針を未策定の市町村のみに要請〕

(3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※木材利用方針を策定済みの市町村（2016年12月末現在）

和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市

＜補強＞

(4) 消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応すること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

【回答】

本市では、詐欺や悪徳商法への注意喚起を促すための啓発講習会の開催や、希望者へ悪徳商法お断りステッカーの配布や、広報紙やウェブサイトでも注意喚起を実施しています。

また、啓発講演会では消費者教育も踏まえ内容として、被害の未然防止にも取り組んでいます。さらに、包括支援センターと連携することで高齢者などの消費者被害阻止に向けて取り組むとともに、引き続き関係機関と連携し、組織体制の充実と機能強化を図っています。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

＜継続＞

(1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

※策定済み 28市町村

〔堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、大東市、

箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村)

2017 年度策定予定 11 市町村

〔泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町〕

2018 年度以降の予定 1 市〔吹田市〕

策定時期未定 2 市〔和泉市、摂津市〕

*大阪市は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空家の実態を把握
(2017 年 8 月 29 日現在)

【回答】

国が 5 年に一度実施している住宅・土地統計調査をみると、本市の空き家は、平成 15 年度で、5,383 戸が平成 25 年度では 6,780 戸となっており、10 年間で約 26% 増加しています。今後も、空き家は増加すると想定されることから、空き家対策は急務と考えています。

そこで「富田林市空家等対策計画（素案）」を、府内の関係部局で構成する「富田林市空家対策府内連絡協議会」や、有識者などを構成員とする「富田林市空家等対策協議会」で、ご議論いただいており、今年度末の策定をめざして、手続きを進めているところです。

<補強>

(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

【回答】

本市では、平成 24 年 5 月に「富田林市交通基本計画」を策定し、その実現に向けて取り組みを進めています。交通に関する問題については、日々の暮らしに直結しますことから「誰もが安心して安全に移動できる交通体系」をめざしまして、市民の代表者、交通事業者、学識経験者、市、府、国 の行政機関で構成される「富田林市交通会議」を開催し、より望ましい交通体系や公共交通サービスをつくり、持続可能な交通施策が展開できるよう取り組んでまいります。

<継続>

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅

のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

【回答】

駅舎のバリアフリー化促進については、本市が鉄道事業者に対し整備費の一部を補助しており、これまでに近鉄長野線「喜志駅」、「富田林駅」、「富田林西口駅」、「滝谷不動駅」、および南海高野線「滝谷駅」の整備を終えています。残す近鉄長野線「川西駅」についても、鉄道事業者などと協議し、バリアフリー化整備の検討を行ってまいります。

また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置などについては、本市域の駅舎の利用者数などを鑑み、内方線付き点状ブロックによる整備を優先して採択し、ホームにおける旅客の転落防止対策を進めてまいります。

<継続>

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車が関係する事故は年間1万件を超えていのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

【回答】

本市においても、自転車利用者の危険運転およびマナー違反が重要な課題であると考えており、利用者のマナーアップを目的に、警察など関係機関と連携し、各種イベント、交通安全教室、街頭指導などの機会を利用して啓発活動を実施するとともに、市の広報誌・ウェブサイトなどを活用し、「大阪府自転車条例」の周知をはじめとした自転車の安全利用に関する情報提供を、引き続き実施してまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

【回答】

平成26年8月に富田林市洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布しましたが、府により市域を流れる河川の新たな洪水リスク分析や土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域の指定が行われ、29年7月に洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂し全戸配布しまし

た。今後は、適時新たな情報に更新し、市民に周知してまいります。

また、防災訓練についても、27年度より指定避難所を開設する訓練を実施しており、より多くの市民に参加いただけるよう取り組んでいます。

避難行動要支援者名簿の更新は、新規登録を隨時受け付けるとともに、定期的な更新作業を実施しています。また、訓練については、町会・自治会・自主防災会などによる自主的な地域の防災訓練において「避難行動要支援者」に関連した訓練の実施を働きかけてまいります。

<継続>

(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

【回答】

府により市域を流れる河川の新たな洪水リスク分析や土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域の指定が行われ、平成29年7月に洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂しました。全戸配布することにより危険な箇所を市民に周知するとともに、日頃からの備えや災害時の取るべき行動、避難情報の内容についてなども合わせて記載し、注意を呼びかけています。

また、土砂災害警戒区域や河川の破堤箇所等の対策工事について、府に要望してまいります。住民への啓発活動としては、地域を訪問し、出前講座の開催を通して、防災の啓発を実施するとともに、地域で開催される防災訓練への協力・参加を積極的に行っていきます。

<継続>

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【回答】

本市では「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向けて警察および関係団体と連携し、防犯教室の開催や市内各駅において街頭キャンペーンを実施しています。

また、市内各駅前に防犯カメラを設置するなど、防犯意識の向上と犯罪防止に取り組んでいます。

近年、駅構内や車内などの暴力行為について、各交通事業者においては、暴力行為防止の啓発などに努めていますが、市もこのような状況を鑑み、暴力行為防止に向けて、市の広報誌・ウェブサイトなどを活用し、啓発するよう努めてまいります。

大阪府政策予算要請 用語集

雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策

***大阪雇用対策会議**

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む枠組み。（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）

***地方創生交付金事業**

平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的に先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

***U I J ターン**

3つの人口還流現象の総称。
Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。
Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。
Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

***地域就労支援事業**

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

***地域労働ネットワーク**

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府総合労働事務が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

***生活困窮者自立支援法**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

***大阪版DMO**

大阪観光局の機能強化で「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定。

***MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪の略）**

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづ

くりの総合支援拠点」

* TPP（環太平洋戦略的経済連携協定の略）

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定（EPA）で米国の参加表明によって2010年3月から拡大交渉会合が始まり、レベルの高い自由化を目指す包括的な協定になるとされている。参加国は、オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・アメリカ・ベトナムの12カ国。

* 完全累積制度

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。生産工程が複数国にまたがってもTPP参加12カ国内で生産された物品は「メイド・イン・TPP」と見なされ、関税優遇を受けられる。例えば、マレーシアで現地および各国から調達した部品で完成品を組み立てて、米国に輸出する場合。原産地規則が50%で、マレーシア製の部品が付加価値全体の25%にとどまっている完成品でも、日本やベトナムなどTPP参加国製の部品を加えて全体の50%以上に達していれば、TPP域内産として無税で輸出できる。

* 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

* 公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

* 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国48カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

* 下請二法

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国

民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

*下請ガイドライン

下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

*B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

*まち・ひと・しごと創生総合戦略

地方創生で人口減少と地域経済縮小の克服するために、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す好循環の確立。

*6次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かした産業の創出とサービスで、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

*地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的に提供される仕組み。

*地域医療構想

地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。

<二次医療圏>

圏域名	区域
豊能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
三島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
堺市	堺市
泉州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市	大阪市

* 地域医療構想調整会議

都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適當と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」の名称。医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議する。

* 健康寿命

人が心身ともに健康で自立して活動し生活できる期間。クオリティ・オブ・ライフ（QOL：人生の内容の質や社会的に見た生活の質）という考えに根ざして、人がどれだけ健康で豊かに生きられるかを表す指標。

* 健康づくり関連4計画

健康寿命延伸プロジェクトの取り組み成果を踏まえ、より府民の健康づくりに資する効果的・効率的な施策展開を盛り込んだ健康づくり関連4計画（「第3次大阪府健康増進計画」「第3次大阪府職員推進計画」「第2次大阪府歯科口腔保健計画」「第三期大阪府がん対策推進計画」）を策定。

* がん対策基本法

日本人の死因で最も多いがんの対策のための国、地方公共団体等の責務を明確にし、基本的施策、対策の推進に関する計画と厚生労働省にがん対策推進協議会を置くことを定めた法律。2016年12月9日、がん対策基本法改正法が成立。がん患者の雇用継続、がん教育推進を求めるもの。企業が、がん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体にがん教育の推進を新たに求めたもの。

* 医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の確保を図るため、労務管理面やワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善に向けた医療機関の取り組みを支援する中核的な拠点機関。医療機関からの相談対応、情報提供、助言等、必要な支援を行う。2014年6月の医療法改正により、都道府県での設置が義務付けられ、大阪府では2015年1月に開設。

* 障害者虐待防止法

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに、障害者虐待の防止等の責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課している。2012年10月1日より施行。

* 障害者差別解消法

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016年4月1日より施行。公的機関における合理的配慮の提供が義務化、民間事業については努力義務となっている。

* 障害者差別解消支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上での困難を有する障がい者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、医療、介護、教育その他の障がい者の自立と社会参加に関する分野の関係機関により地域協議会を組織することができるとされている。

*子ども・子育て支援新制度

2015年4月より本格施行。従来の保育者や認定こども園に加えて、家庭的保育（保育ママ等）や小規模保育といった多様な保育にも財政支援を拡充することで、待機児童の解消に向けた取り組み等を推進するとともに、一時預かりや放課後児童クラブ等の地域の子育て支援を充実する。

*潜在的待機児童

特定の保育所等を希望している場合、認可保育所に入所できないため認可外保育所を利用している場合、地方単独保育施策を利用している場合、育児休業中だが保育所に入所したら復職の意志がある場合などを含めた待機児童。

*地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする13事業。

①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

*子どもの生活に関する実態調査

子どもや子育てに関する支援策の充実をはかり、効果的な子どもの貧困対策を検討するため、大阪市をはじめ府内13市町と連携し、小学5年生及び中学2年生のいる世帯を対象に実施。2016年6月下旬から9月にかけて実施された。

*子ども食堂

民間発の取り組みで、貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まった。最近では、対象を限定しない食堂が増えている。食堂という形を取らず、自宅以外で過ごす居場所で食事を出しているところもある。

*給付型奨学金制度の新設

経済的理由で修学が難しい学生に対する給付型奨学金の支給を、日本学生支援機構の新たな業務として追加。給付型奨学金の金額を月額2~4万円とともに、児童養護施設出身者に対して入学金相当の24万円の給付を行う。加えて2017年度は、特に経済的負担が重い学生の中から約2,800人に先行実施。2018年度以降は、住民税非課税世帯の学生を対象に約2万人に拡大することをめざしている。

*配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のため、相談、カウンセリング、緊急時における安全確

保、情報提供等を行う機関。

*女性に対する暴力をなくす運動

地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを強化する。内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁の主唱により、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までを期間として実施。

（女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボン運動など）

*部落差別解消法

「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年12月16に施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたもの。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定している。

*副首都推進本部

本部長に大阪府知事、副本部長に大阪市長が就任し、「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて、幅広く意見を聞きながら検討を深め、中長期的なビジョンや取組み方向を明らかにする。

環境・食料・消費者施策、社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

*事業系ごみ

放射性廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といい、その中で、事業活動に伴って生じる廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）という。事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に大別される。

*大阪府循環型社会推進計画

府民、事業者、行政が連携・協働し、めざすべき循環型社会を構築するために、大阪府が「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく基本方針として2016(平成28)年6月に策定した計画。3R(Reduce〔リデュース〕・Reuse〔リユース〕・Recycle〔リサイクル〕)の進捗状況を総合的に表す目標や、府民・事業者・市町村といった各主体が取り組みの成果を実感できる大阪府独自の指標を新たに設定している。また、廃棄物処理法に規定された、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項も含まれている。

*食品ロス

食べられる状態であるにも関わらず廃棄される食品。店舗での売れ残りや期限切れの食品、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残しなど。

*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲りうけ、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

*大阪府木材利用基本方針

国の「森林・林業再生プラン」（2009年12月25日公表）で、2020年までに木材自給率を50%以上にするという目標が掲げられ、これを受け「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が示された。大阪府では、2003年3月に「大阪府木材利用推進指針」を策定していたが、上記法律などの施行に合わせて、「大阪府木材利用基本方針」を新たに定めた。本方針では、木材利用を通じた循環型社会の実現に資することを目的とし、木材利用の推進のための基本的な事項を定めている。

*特定空家

2015年5月に全面施行された「空き家対策特別措置法」により、市町村から指導・勧告・命令を受けることになる空き家のことを言う。特定空き家の定義は、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、のいずれかに該当するものとなっている。

*空家等対策計画

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて自治体が策定する計画。空家の適正管理・除却・利活用、特定空家等への対応などについて示されているもの。

*交通政策基本法

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013年12月4日施行。

*公共交通戦略

2014年に大阪府が策定した公共交通に関する取り組みの方向性を示したもの。都市の成長・魅力向上や、府民の暮らしの充実を図るため、鉄道ネットワークの充実、公共交通の利便性向上と利用促進などについて明示している。

*改正地域公共交通活性化再生法

地域公共交通の活性化と再生を一体的、効率的に推進するために2007年に定められた法律で、国による基本方針の策定、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成、地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例、鉄道事業法に係る事業許可の特例などについて定めている。その改正法は2014年5月21日成立、11月20日に施行している。

*都市再生特別措置法

都市機能の高度化や都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針などについて定めた法律で、2002年に制定されている。市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例、都市再生整備計画に基づく事業にあてるための交付金の交付などの特別措置などが示されている。

* 地域公共交通網形成計画

地域公共交通活性化再生法に基づいて自治体で策定される計画。「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスター・プラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすもので、公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業などについて示すもの。

* 地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省が 2011 年より実施している事業で、地域公共交通の確保・維持・改善の推進を目的としているもの。地域の特性に応じた生活交通の確保維持のための「地域公共交通確保維持事業」、快適で安全な公共交通の構築のための「地域公共交通バリア解消促進等事業」、地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押しのための「地域公共交通調査等事業」の 3 つの事業で構成されている。

* 大阪府自転車条例

自転車の安全で適正な利用を大阪府、府民、関係者が一丸となって促進するために制定された条例。施行日は 2016 年 4 月 1 日（保険に関する項目の規定は 2016 年 7 月 1 日施行）。「自転車保険の加入義務化」や「交通安全教育の充実」、「自転車の安全利用」、「交通ルール・マナーの向上」などが定められている。

* 避難行動要支援者

2013 年 6 月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

